

未定稿

家畜取引スマート化推進支援事業 Q & A

注：Q & Aは、現時点版であり、今後変更があり得ることを留意願います。

令和5年3月31日版

目次

I 概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1

- 問 1 この事業の目的は何ですか。
- 問 2 事業内容を教えてください。
- 問 3 予算額、実施箇所数、実施期間を教えてください。
- 問 4 補助率及び補助対象となる経費を教えてください。
- 問 5 問 2 の事業内容以外は支援対象とならないのですか。
- 問 6 採択要件を教えてください。
- 問 7 本事業の成果目標及び目標年度の設定について教えてください。
- 問 8 事業を実施したいのですが、どうすれば良いですか。

II 家畜取引ネットワーク構築支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・ P 4

- 問 9 家畜市場同士のネットワーク化について、連携する家畜市場に距離的等の要件はあるのでしょうか。また、同一都道府県内での取組は対象とならないのでしょうか。
- 問 10 単一の家畜市場において、市場外からせりに参加できる体制を構築することを計画していますが、家畜取引ネットワーク構築支援事業の対象となりますか。
- 問 11 家畜取引ネットワーク構築支援事業について、A市場のせりにB市場から参加できるような体制を整備するために、A市場にシステムを導入するとともに、B市場にモニター等を整備する必要がありますが、B市場の設備導入について、支援対象となりますか。
- 問 12 家畜取引ネットワーク構築支援事業の成果目標は、連携する市場全てにおいて設定する必要があるのでしょうか。

III 家畜取引電子化推進事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 5

- 問 13 取引情報等を電子交付可能とする取組が支援対象ですが、どのような取組を想定されていますか。
- 問 14 令和5年10月のインボイス制度導入に対応する必要がありますが、帳票の電子化を行う際、帳票の見直しは支援対象となりますか。
- 問 15 家畜取引電子化推進事業の成果目標は、連携する市場全てにおいて設定する必要があるのでしょうか。

IV 家畜市場運営省力化推進事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 6

- 問 16 家畜市場運営省力化推進事業の補助対象となる経費にモニターが含まれますが、せり場外の生産者や購買者がせり市況等を確認できるよう設置するモニターは支援の対象でしょうか。
- 問 17 家畜市場運営省力化推進事業で対象となる自動誘導レールはどのようなものでしょうか。
- 問 18 家畜市場運営省力化推進事業の成果目標である市場運営に係る延べ労働時間の削減の対象は、市場全体の労働時間とするのでしょうか。あるいは、自動誘導レールを導入する場合は、出荷家畜の誘導に係る労働時間で設定するのでしょうか。

I 概要

問1 この事業の目的は何ですか。

(答)

- 1 牛肉となる肉用牛の流通において、繁殖農家と肥育農家を中継する家畜市場について、肉用牛生産基盤の強化に必要不可欠である一方、地理的条件等による購買参加者の減少、生体を扱うという特殊性から利用者や市場運営への負担が大きい等の問題を抱えており、これらの改善が課題となっております。
- 2 このため、円滑な家畜流通の確保や家畜市場の活性化を通じた生産基盤の強化に向けて、利用者の増加・利便性の向上や市場運営の省力化を図るため、家畜市場における取引をスマート化する取組について支援することを目的としております。

問2 事業内容を教えてください。

(答)

- 1 本事業の支援内容は以下のとおりです。
 - (1) 家畜取引ネットワーク構築支援事業
遠隔地の家畜市場のせりに参加できる体制を構築するための機器・設備の導入
 - (2) 家畜取引電子化推進事業
取引伝票や取引情報等を電子交付するための機器・設備の導入
 - (3) 家畜市場運営省力化推進事業
家畜市場の運営を自動化・省力化するための機器・設備の導入
- 2 なお、(1) から (3) の全てに取り組む必要はなく、家畜市場ごとの事情に応じて必要な取組を選択してください。

問3 予算額、実施箇所数、実施期間を教えてください。

(答)

- 1 令和5年度の予算額は55,000千円です。
- 2 実施箇所数に制限はありません。予算額の範囲内で採択することとなります。
- 3 実施期間は、補助金の交付決定を受けた年度の年度末までとなります。

問4 補助率及び補助対象となる経費を教えてください。

(答)

- 1 本事業の補助率は、1 / 2 以内です。
- 2 補助対象となる経費は、支援内容ごとに以下のとおりです。
 - (1) 家畜取引ネットワーク構築支援事業
遠隔せりシステム関連機器（システム、操作端末、応札器、モニター等）、ライブ配信システム及びこれらに附帯する機器・設備の設置並びにこれらの設置に必要であって、かつ、当該設置と一体的に行われる施設等の改修
 - (2) 家畜取引電子化推進事業
帳票システム関連機器及びこれらに附帯する機器・設備及びこれらに附帯する機器・設備の設置並びにこれらの設置に必要であって、かつ、当該機器等と一体的に行われる機器等の改修
 - (3) 家畜市場運営省力化推進事業
自動誘導レール、簡易に測定可能な体高計、監視装置（監視カメラ、モニター等）及びこれらに附帯する機器・設備の設置並びにこれらの設置に必要であって、かつ、当該設置と一体的に行われる施設等の改修

問5 問2の事業内容以外は支援対象とはならないのですか。

(答)

- 1 家畜市場における取引のスマート化に資する取組は、各市場の運営実態や施設配置等により異なることが想定されますが、本事業においては、全国の家畜市場で共通の課題に対応する取組（問2の（1）から（3））に限定して支援対象としております。
- 2 なお、補助対象となる経費についても上記と同じ趣旨で、問4の（1）から（3）の経費に限定しております。

問6 採択要件を教えてください。

(答)

- 1 採択要件は以下のとおりです。
 - (1) 事業を実施する家畜市場の移転、廃止又は休止の計画がないこと。
 - (2) 事業実施後において、おおむね現状と同等（8割）又は現状を超える家畜の取引頭数が見込まれること。
 - (3) 導入する機器・設備による効果が、畜産局長が定める成果目標の達成に直結するものであること。

問7 本事業の成果目標及び目標年度の設定について教えてください。

(答)

1 成果目標は、事業ごとに以下のとおりです。

(1) 家畜取引ネットワーク構築支援事業

本事業を実施することにより、遠隔地からせりに参加できる体制を構築した家畜市場の購買参加者数を5%以上増加させること。

(2) 家畜取引電子化推進事業

本事業を実施することにより、原則、家畜市場の全ての購買者及び出荷者に交付する取引伝票等を電子交付すること。ただし、従前の方法による交付を求める購買者及び出荷者は除く。

(3) 家畜市場運営省力化推進事業

本事業を実施することにより、市場運営に係る延べ労働時間を5%以上削減させること。

2 成果目標の目標年度については、家畜取引ネットワーク構築支援事業の場合、事業完了年度から3年以内に設定するものとし、他事業の場合は、事業完了年度の翌年度となります。

問8 事業を実施したいのですが、どうすれば良いですか。

(答)

1 補助事業者は公募により決定します。公募は農林水産省のHP上で行います(※1)。事業実施を希望する方は、公募要領等に基づき申請書類を作成し、応募してください。

2 受け付けた応募案件は、有識者により構成される選定審査委員会において審査を行い、補助金交付候補者を選定します。

3 補助金交付候補者は、地方農政局等(※2)への補助金交付申請等必要な手続きを行っていただき、原則として補助金交付決定を受けて事業に着手することとなります。

※1 : 公募URL : <https://www.maff.go.jp/j/supply/hozyo/index.html>

※2 : 北海道は北海道農政事務所、沖縄県は内閣府沖縄総合事務局

Ⅱ 家畜取引ネットワーク構築支援事業

問9 家畜市場同士のネットワーク化について、連携する市場数や距離的等の要件はあるのでしょうか。また、同一都道府県内での取組は対象とならないのでしょうか。

(答)

- 1 連携する市場数や距離等に特段の要件はありません。
- 2 また、同一都道府県内の家畜市場のネットワーク化も補助の対象となりますが、波及効果等の観点から、より広域で連携する事業計画が高い評価となると考えられます。

問10 単一の家畜市場において、市場外からせりに参加できる体制を構築することを計画していますが、家畜取引ネットワーク構築支援事業の対象となりますか。

(答)

- 1 家畜市場同士の連携に限らず、例えば、家畜市場のせりにサテライト会場（市場開設者の事務所会議室等）や購買者宅から参加する体制を構築する取組も本事業の対象となります。
- 2 なお、同じ家畜市場内の別施設（購買者控室等）からせりに参加できる体制の整備については、本事業の支援対象となりません。

問11 家畜取引ネットワーク構築支援事業について、A市場のせりにB市場から参加できるような体制を整備するために、A市場にシステムを導入するとともに、B市場にモニター等を整備する必要がありますが、B市場の設備導入について、支援対象となりますか。

(答)

- 1 B市場に整備するモニター等は、A市場のせりに遠隔地から参加するために必要な設備であるため、支援の対象となります。

問12 家畜取引ネットワーク構築支援事業の成果目標は、連携する市場全てにおいて設定する必要があるのでしょうか。

(答)

- 1 本事業の成果目標は、遠隔せりを開催する家畜市場ごとに作成してください。
- 2 A市場のせりにB市場から参加できるような体制を整備する場合、A市場の購買参加者数の増加数について、成果目標を設定することとなります。
- 3 なお、A市場、B市場の相互でせりに参加できるような体制を整備する場合、A、B市場の両市場において、成果目標を設定する必要があります。

Ⅲ 家畜取引電子化推進事業

問 13 家畜取引電子化推進事業において、取引情報等を電子交付可能とする取組が支援対象ですが、どのような取組を想定されていますか。

(答)

- 1 家畜市場に蓄積される出荷牛の取引データ（売却価格、血統、産次、体重等）は、繁殖農家における繁殖牛群の整備や飼養管理の向上等に活用できる指標であり、これらデータを繁殖農家にフィードバックし、各繁殖農家が有効活用することで、収益性向上につなげることが期待できます。
- 2 このため、例えば、繁殖農家から取引データの提供希望があった際、システムからデータを抽出し、加工可能な電子ファイルで送付できる体制を構築する取組等を想定しております。

問 14 令和 5 年 10 月のインボイス制度導入に伴い、取引伝票の見直しが必要となりますが、家畜取引電子化推進事業において取引伝票の見直しに係るシステム改修は支援対象となりますか。

(答)

- 1 本事業は、取引伝票等を電子交付するための機器・設備の導入を支援するものです。
- 2 このため、取引伝票や取引情報等を電子交付するための機器・設備の導入とあわせてインボイス制度への対応に係るシステム改修を一体的に行う場合は、支援対象となります（インボイス制度導入への対応に係るシステム改修のみを行う場合は支援対象とはなりません）。

問 15 家畜取引電子化推進事業の成果目標について、原則、家畜市場の全ての購買者等に交付する取引伝票等を電子化することとなっておりますが、一部の購買者から従前のおり紙伝票の交付を求められた場合、本事業を活用できないのでしょうか。

(答)

- 1 本事業の成果目標は、全ての購買者等に交付する取引伝票等を電子化することとしておりますので、取引伝票の電子交付に努めていただくこととなりますが、ただし書きにおいて、「従前の方法による交付を求める購買者等は除く」としております。
- 2 このため、希望する購買者に従前どおり紙での取引伝票を交付することをもって、本事業を活用できないということではありません。

IV 家畜市場運営省力化推進事業

問 16 家畜市場運営省力化推進事業の補助対象となる経費にモニターが含まれますが、せり場外の生産者や購買者がせり市況等を確認できるよう設置するモニターは支援の対象でしょうか。

(答)

- 1 本事業は、家畜市場職員や利用者の労働負担を軽減する取組を支援するものであり、せり市況等を確認するために設置するモニターは支援対象となりません。

問 17 家畜市場運営省力化推進事業で対象となる自動誘導レールはどのようなものでしょうか。

(答)

- 1 本事業で補助対象としている自動誘導レールは人の手を介することなく、牛を自動で誘導するシステムとなります。
- 2 このため、一般的な誘導レール（人の手を介して移動させるもの）については支援対象となりません。

問 18 家畜市場運営省力化推進事業の成果目標である市場運営に係る延べ労働時間の削減の対象は、市場全体の労働時間とするのでしょうか。あるいは、自動誘導レールを導入する場合は、出荷家畜の誘導に係る労働時間で設定するのでしょうか。

(答)

- 1 労働時間の削減の対象については、導入する設備との因果関係を明確にするため、市場全体の労働時間ではなく、導入する設備が直接的に関与する市場の作業に係る削減時間で設定することとしております。
- 2 このため、自動誘導レールを導入する場合、現在の出荷家畜の誘導に係る労働時間に基づき、設定してください。